一般社団法人 東京都新宿区歯科医師会 共済規程

(制度の趣旨)

第1条 一般社団法人東京都新宿区歯科医師会(以下「本会」という。) 定款第4条 第1項第5号の規定により、本会共済規程を定める。

(目的)

第2条 本会共済は、相互扶助の精神によって加入者の福祉共済をはかることを目的と する。

(加入者)

- 第3条 本会共済における加入者とは、本会会員であって共済負担金を納入している者をいう。
 - 2 本会共済の加入者は原則として共済負担金を納入しなければならない。
 - 3 本会共済への新規入会は50歳未満とし、令和2年6月27日までとする。

(共済の範囲)

- 第4条 本規程は次の場合に共済する事を規定する。
 - (1) 加入者が死亡した時。または全盲、廃疾のため業務を廃止した時。
 - (2) 全国規模または加入者が診療等業務を行う地域又はその周辺で発生した自然災害、 感染症などの流行により、加入者の診療等業務に多大な影響が生じ、加入者に経済的 損失が発生し又は見込まれる時。

尚、本項の適用は、社会的状況を考慮した上で、福祉厚生委員会の議を経て理事会で 決議する。

(給付)

- 第5条 共済金として死亡の場合は民法で定められた順位の相続人へ、それ以外は加入者へ次の額を給付する。
 - (1) 加入者が死亡した時。または全盲、廃疾のため業務を廃止した時。
 - (イ)入会在籍15年以上の加入者

200,000 円

(ロ) 入会在籍15 年未満の加入者

160,000 円

(2) 共済規程第4条2項の自然災害・感染症などの場合は、災害の程度により、福祉厚生 委員会の議を経て理事会で決定した額を給付する。

(立替払い)

- 第6条 加入者が、病気その他特別の理由により共済負担金を納入することが極めて困難な場合には、福祉厚生委員会の議を経て理事会で決定した後、納入すべき金額の全部、又は一部について立替払いを行う事ができる。
 - 2 前項の立替払いの適用理由が消滅したと認められる場合には、直ちに立替払い を 中止し、当該加入者に対しすでに立替払いをした金額を、一括又は分割して、 す みやかに返済させるものとする。
 - 3 加入者が死亡した時、または全盲、廃疾のため業務を廃止した時の共済金を支給 する際、当該加入者に立替払い金がある場合には、その額を差し引いて給付す るものとする。

(負担金の免除)

第7条 負担金を通算30年以上納入しかつ満80歳に達し、翌年度初に加入者である者は負担金を免除される。

(受給資格)

第8条 加入者は、定められた共済負担金(年額)を納入した日から共済金の給付を 受ける権利を取得する。

(受給資格の喪失)

第9条 加入者が正当な理由なく共済負担金の納入を怠ったときには共済金の給付を 受ける資格を失う。

(収入)

- 第10条 共済金は次の収入による。
 - (1) 共済負担金
 - (2) 寄付金
 - (3) 前年度繰越金
 - (4) その他の収入

(給付手続)

- 第11条 給付を受けるときは速やかに次の手続きを必要とする。
 - (1) 死亡の場合には死亡を証明する書類
 - (2) 全盲、廃疾の場合には次の書類を必要とする。
 - (イ) 全盲、廃疾を証明する診断書

- (ロ)全盲、廃疾のため歯科医師免許を取り消しされたことを証明する書類(所轄保健所の歯科医師免許返還申請受理証明書)
- (3) 共済規程第4条2項を適用する場合の、手続き・証明書類などについては、福祉厚生委員会の議を経て理事会にて別途定めるものとする。

(特例)

第12条 共済の運営に支障を来す恐れがある場合は、福祉厚生委員会及び理事会の議を 経て、負担金の臨時追加徴収又は給付金を減額する事ができる。

(共済の廃止)

第13条 本会共済制度は、令和7年3月末日をもって廃止とし、これに伴い、本共済規程も同日をもって失効する。なお、当該日の共済事業特別会計の正味財産残額は、一般会計に繰り入れることとする。

(雑則)

第14条 本規程にも関わらず施行上不備が生じた場合には、本会定款並びに定款施行規則を準用するものとする。

(規程の改変)

- 第15条 この規程の改変は、本会総会の決議を経て行う。
- 附 則 この規程は、一般社団法人東京都新宿区歯科医師会の設立の登記の日(平成 2 5 年 4 月 1 日)から施行する。
- 附 則 この規程は、令和2年6月27日の一般社団法人東京都新宿区歯科医師会第120回総 会で改変の決議がなされ、令和2年6月28日から施行する。